



地域社会における法的助言の獲得 : 離島地域にみる 弁護士利用パターン

吉岡, すずか

(Citation)

CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター) ディスカッションペイパー, 07/ 7J

(Issue Date)

2007-08

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80100075>



CDAMS ディスカッションペーパー
07/7J
2007年8月

地域社会における法的助言の獲得
離島地域にみる弁護士利用パターン

吉岡すずか

CDAMS
「市場化社会の法動態学」研究センター

神戸大学大学院法学研究科

地域社会における法的助言の獲得 離島地域にみる弁護士利用パターン*

吉岡すずか

(神戸大学大学院法学研究科博士課程・学術振興会研究員)

1. 問題の背景
2. 地域としての「離島」
3. 法的助言の探索行動とパーソナルなネットワーク
4. 調査地・方法の概要(確認)
5. 「知り合いの本島の弁護士」カテゴリ
6. カテゴリ化のデータリソース
7. テキストデータ提示
8. カテゴリ生成の説明・島嶼研究の可能性

問題の背景

「あまねく全国において法による紛争の解決に必要な情報やサービス提供が受けられる社会を実現する」という法理念のもと、公的資金により設立された日本司法支援センター(法テラス)は、一定の準備期間を経て、2006年に業務の主軸となる総合的情報提供を開始しました。わが国の法社会学において、研究対象としての「地域」は現在に至るまで重要視され一定の蓄積を得てきたといえます。例えば、2003年度の『地域の法社会学』(法社会学第59号)には、「一定の地理的範囲がのびきならない重要性を持つような法現象一般」という趣旨のもと、「地域」を対象に研究をおこなってきた代表的研究者による論考が所収されています。「地域」は一般的に都市と農村という対象概念で語られることが多いようですが、ここで概観される主要な対象も同様であるようです。

他方で、弁護士や司法書士などの法律家は、主に都市部においてその実態が研究されてきたといえます。農村などの非都市部を対象とした法社会学的研究は、これまでに多くの重要な理論化のための経験的基礎をつくってきましたが、法律家を扱ったもの、あるいは、法的サービスと小規模地域社会との関係を取り扱ったものは余り多くはありません。

翻って、確実に成果を上げている司法過疎対策の諸事業や各地域における取り組み(日弁連による公設事務所事業や単位会弁護士会によるセンター設立)をみると、個々の地域状況の把握が一層必要であることがわかります。司法過疎現象の解消が促進されるためにも、また、全国において法テラスによる相談機関情報網の整備構築が徹底されるためにも、あらゆる地域における個別の情報収集や実態把握が必要であることは言を俟ちません。

以上のような観点から、本報告では、非都市部の小規模な地域社会において、人々が法

* 本ペーパーは日本法社会学会 2007 年度学術大会にて報告された原稿を一部修正したものである(2007.5.13. 於:新潟大学)。

的助言および法的サービスをどのように探索し獲得するのか。弁護士を利用する機縁、選択する基準はいかなるものかにつき、離島地域を対象に観察されたあるパターンを素材に、その説明と、地域としての「離島」を考察対象とする可能性について探りたいと思います。

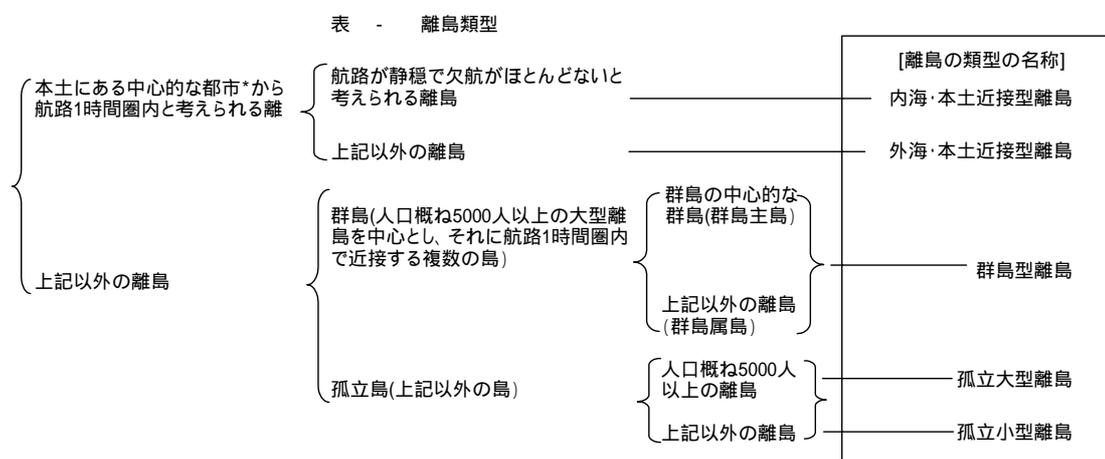
地域としての「離島」

わが国は、太古に大八洲国といわれたように、世界においても有数の多島海洋国であります。「島」の基準はさまざまで、用語および定義について若干の差異があります。本土と呼ばれる5島（北海道・本州・四国・九州・沖縄本島）を除く6847島が離島ということになります。本報告では有人島の400余り（そこに約130万人の生活があります）につき離島であると前提いたします。

一般に、「離島」という用語は「離れ島、離島苦、過疎といったネガティブなイメージがつきまといますが、離島、島嶼と一口に申しまして、それは「航海に浮かぶ離れ小島」あるいは『南海の楽園』といったステレオタイプなイメージでくられるほど単純ではありません。その規模、地理的環境、人口動態、産業基盤形態、都市的機能集約度などは多種多様であります。

多様性とともいえる離島は、さまざまな研究領域からその類型化が施されています。お見せする表は、本土からの時間的距離、地理的条件、人口規模等にもとづいて分類がなされたものです。（表1- ）

また、これらにつき、代表的な島々の例と離島振興法対象の指定島数・人口を付記したものが表1- になります。



* 本土にある中心的な都市 離島の人々の実態としての広範囲な生活圏域の中であって中心的な存在となっている本土側の都市。離島と全国交通ネットワークとの接点。

表 -

類型名	内容	指定有人島数	人口(千人)	代表島名(都道府県名)
内海・本土近接型	本土の中心的な都市から航路1時間圏内にあり、かつ航路の欠航がほとんどないと考えられる島	137 (49.6%)	142	佐久島(愛知), 答志島(三重), 家島(兵庫), 大三島(愛媛), 御所浦島(熊本), 姫島(大分)
外海・本土近接型	本土の中心的な都市から航路1時間圏内にある内海・本土近接型以外の離島	50 (18.1%)	42	田代島(宮城), 初島(静岡), 馬島(福岡), 小川島(佐賀), 島野浦島(宮崎)
群島型	本土の中心的な都市から航路1時間圏外にあり、かつ人口概ね5000人以上の大型離島を中心とし、航路1時間圏内で近接する複数の離島	46 (16.7%)	215	島後(島根), 対馬島(長崎), 杓岐島(長崎), 宇久島(長崎), 中通島(長崎), 上甕島(鹿児島)
孤立大型	上記以外の離島で、かつ人口概ね5000人以上の孤立離島	9 (3.3%)	174	礼文島(北海道), 大島(東京都), 佐渡島(新潟), 種子島(鹿児島), 屋久島(鹿児島)
孤立小型	孤立大型以外の孤立離島	34 (12.3%)	16	飛島(山形), 新島(東京), 粟島(新潟), 日振島(愛媛)
合計		276 (100%)	589	

「離島振興ハンドブック」平成8年版 p 4～5より編集のうえ筆者作成

法的助言の探索行動とパーソナルネットワーク

さて、人々が法的トラブルに遭遇し、弁護士による法的専門的助言を必要とする場合、どこでどういう弁護士を選択するのか、情報、その機縁、つてをどこにもとめ探索するのは、法的専門的助言の獲得行為であるといえます。

人々の情報収集・獲得のルートには大きく2つの方法があります。1つは、公的機関の紹介、インターネット、広告などさまざまなメディアなどいわゆるフォーマルな情報源を利用する方法。もう1つが、家族、友人、職場の同僚、親族などインフォーマルな、パーソナルな情報源、パーソナルネットワークを利用する方法であります。本報告では、このパーソナルネットワークを活用する弁護士利用パターンに注目したいと思います。

なお、法的専門的助言は司法書士からも獲得可能であり、本報告ではそのことについて前提しないわけではありませんが、今回用いるデータに司法書士を対象としたものがないため、今回の議論ではふれないこととします。

調査地・方法の概要

実際にパターンを生成するデータの一部をお見せする前に、対象となる調査地の概要および調査方法について確認したいと思います。詳細につきましては、本学会の2005年度学術大会にて発表済みでありますので、今回は、駆け足で、スライドで確認するにとどめたいと思います。

おみせするのは集中して調査を実施した時期(2003年末から2004年末)にかけてのデータであります。調査地は、沖縄県石垣島で(以下、調査地と申します)沖縄本島との往来には飛行機を用いなければなりません。当時の人口約4万6千に対し、弁護士の登録数が3名、司法書士の登録数が8名、司法過疎地として1999年に沖縄弁護士会により法

律相談センター、2001年に公設事務所であるひまわり基金法律事務所が設立されました。(市街地中心部に那覇地裁・(那覇)家裁・(那覇)簡裁の石垣支部があり、常勤の裁判官はすべて兼務で1名、家裁調査官は2名であります。)

石垣島は、11の有人島からなる八重山というエリアの中核にあたり、先程おみせした離島類型では群島型にあたります。同じようなケースとしましては、広島県、瀬戸内海の離島町村、あるいは長崎県の五島列島、鹿児島県の奄美諸島、そして沖縄本島的那覇市と南北大東の組み合わせがあげられます。

調査の形態はこのようものでした。(スライド)

聞き取り先及びその主な内容は、この通りです。(スライド・制度的紛争解決者である、司法書士、弁護士。市役所、県の出張所などの行政担当者、相談員、人権擁護委員、調停委員などを利用する際の行動と意識について、主に離婚・相続・DVなどの家事問題と金銭貸借に絞って包括的に聞き取ることを目標。40件のフォーマルな聞き取り及び4か所9件の相談場面で同席観察の機会を得ました(弁護士については沖縄県弁護士会登録石垣市在住の3名の方全員、地元の司法書士については3名、そして沖縄本島より業務で来島した弁護士)。

「知り合いの本島の弁護士」カテゴリー

前回の学会報告において、滞在型調査から明らかになったこととして報告した一部は、司法過疎地である調査地が公設事務所や法律相談センターという新規のリーガルサービスが投入される以前、法律家の不在に対してどのように対処していたのか、でありました。対象とされるコミュニティには、それがなしですまされていた土壌、代替する紛争処理の仕方、紛争解決者や、ネットワークなど、既存の社会システムがあると考えられます。調査地の場合は、以下のようなものでした。

まず、ある時期までは、地元の弁護士2名が活動をおこない、個別の事件も受任可能な、実働状態でありました、それに併行して、司法書士が、無料でいわゆる法律相談に応じるなど「地域法律家」の役割を担っていました。

一方で、外部からの法律家、つまり、コミュニティの外からの弁護士の調達も、相当な期間にわたってなされていました。「沖縄本島の弁護士」を利用する層の存在、そして石垣島島内に顧客を有し、沖縄本島から、頻繁に来島する弁護士が一定数いたということ、そして、それは、新規のリーガルサービスが投入された以降でもなおみられるようです。

カテゴリー化に至る3つのデータリソース

報告者は人々の弁護士利用パターンをあらわすものとして、「知り合いの本島の弁護士」というカテゴリー化されると、3つのデータリソースから考えます。

第一に、滞在型調査の枠内で、調査者(報告者)の現地生活でのあらゆる場面、シマの人々からのインフォーマルな聞き取り。源として考えるのは、「本島にいる弁護士」あるいは「親戚の」「知り合いの」弁護士」といったかたちで発話にあらわれるものです。

報告者が初めて「知り合いの本島の弁護士」ということばを耳にしたのは、フィールドに入って日が浅い頃でした。調査地にてある20代の女性(図書館司書)に弁護士に事件を頼む必要がある場合どうするかという質問をしました。その女性からの返事は、『自分は

知り合いの本島にいる弁護士に頼む。』というものでした。

第二の源は、報告者にとってのカテゴリー化の主要なリソースであります。弁護士や司法書士、さまざまな制度的紛争解決者らに対しての約 40 件のフォーマルな聞き取りで、これはフィールドノートとしてテキスト化したものとなっております。

第三に、これは、私個人の実施した調査ではなく、指導教官ら研究グループによる調査結果であります。(櫻村・菅原・阿部・基盤研究B、2004年12月実施、弁護士過疎地域6箇所における大量意識調査「暮らしと法律に関する意識調査」無作為各1000名郵送方式)。その調査票の自由記述回答には、「知り合いの本島の弁護士X氏がいるので」というまさにカテゴリーそのものが回答としてみられました。

データ群をすべて提示することは、時間的に不可能でありますので、今回はフィールドのノートのテキストデータの一部についてお見せします。本研究の最終的な目標はエスノグラフィーの記述であり、これまでの分析では、約11万字のフィールドノーツを元に、アイディアプロセッサを用いて、コーディングをおこなっています。方法についてエマーソンの「方法としてのフィールドノート」になるだけ忠実に従っています。今回は、5つのテキストデータを提示します。

テキストデータ提示(断片・スライド)

最初におみせするものは、法律相談センターの相談担当日来島してきた弁護士A氏に対する聞き取り場面の抜粋であります。1999年に開設されたセンターでは、弁護士による相談日は週に一度であり、当時、その担当は、隔週で調査地のひまわり基金公設事務所弁護士、そして沖縄本島からの弁護士がローテーションでおこなっていました。

断片#1の直前のフィールドノートの記述には、A氏の前回のセンター担当がいつであったかを「私(報告者)」が聞いており、それに対してA氏は「忘れるほど前のこと」だったという返事、また、今日は朝10時頃に飛行機で着いたという話がなされています。

断片#1〔04年2月12日〕於：法律相談センター 弁護士A氏

A氏はセンター担当の以外の用件(仕事)で来島することは殆どないという。

その理由について、

『自分は、本島でも支部(沖縄支部、コザ)で那覇ではないし、頻繁に来島するのは八重山出身で那覇で開業している先生が多いですね。』

と、A氏は言った。

[A氏：30代男性弁護士、沖縄支部、出身・内地]

ここでの「頻繁に来島するのは」は、弁護士の通常業務内で調査地を訪れる機会が多いことを意味しています。すなわち、断片#1は、弁護士の顧客獲得地域に関する言及といふことができます。

断片#1からは3つの重要な点がわかります。第一に、沖縄本島で開業している弁護士といっても、那覇近郊で開業している弁護士と(弁護士Aのように)その他の支部に所属する弁護士では顧客獲得地域が異なるということです。もちろん、このよう

なことは調査地のみにいえることではありません。交通網の整備状況などアクセス面から顧客獲得範囲が地理的要因に依存することは容易に予測がつくものであります。

断片2からわかる第二の点は、調査地を主な顧客獲得対象地とするのは、a「八重山出身」で、かつb「那覇で開業している」弁護士である、という二つの条件をみたすものであるということです。まず、a「八重山地域の出身であること」、八重山とは調査地を中核とする周辺離島を含めた地域の総称であることから、調査地に頻繁に来島するのは「地元出身の」弁護士をさしていると換言できます。その土地の出身であることが、顧客獲得と関係があるのか、このデータのみからは不明であります。

次に、「那覇で開業している」弁護士がより調査地に来島するとは、直前にA氏自身が支部の弁護士であることを言及しているため、調査地へのアクセスに由来するものが考えられそうです。本島から調査地へのアクセスは飛行機を用いなければなりませんから、那覇空港へのアクセスを考慮すると那覇市街で業務をおこなっている弁護士は優位であるといえましょう。

第三にわかるのは、顧客獲得に関する情報（那覇で開業している八重山地域出身の弁護士が石垣を顧客対象エリアとしてカバーしているということ）を本島の他の支部の弁護士が有していることであります。

この断片1直後のフィールドのノートの記述は、「まず、私は、先程の帰っていった来談者の相談内容について聞くことにした。」であります。この弁護士Aの発言に対して、「私」はうなずいただけで、ふみこんで聞く事ができておりません。なぜなら、「私」は、この時点では、のちに「知り合いの本島からの弁護士」カテゴリーにつながる言及に対して特に注目していなかったこと、そして聞き取りにおけるいわばイントロダクションであり、「私」は本論に急いで入る必要があったからであります。

次におみせする断片#2は、別の日に、同様に、法律相談センターにおいて相談担当弁護士のため本島から来島下弁護士に聞き取りを実施している場面の記述です。弁護士と挨拶して着席後、名刺を見ながら、弁護士がどこで業務をおこなっているかを尋ねている、聞き取りの冒頭部分であります。

断片#2〔04年2月26日〕60頁法律相談センター 弁護士B

まず、名刺からB氏の所属する支部と事務所を確認する。那覇支部、那覇市××の事務所。ボス弁ほか数名の弁護士が在籍し、沖縄では大きい事務所だという。企業法務を多く請け負っており、大手企業の顧問になっているようだ。同事務所に所属するボス弁に次ぐベテラン弁護士Xが、頻繁に仕事で石垣に来島しているという。おそらくその人がよく話しに出る、八重山出身の 弁護士という人にあたるようである。

[弁護士B氏：20代男性、那覇支部、出身：内地]

断片2は、弁護士Bが修習後まもない若手弁護士であり、また出身が東京であったこともあり、所属事務所について質問している際に、たまたま「頻繁に来島している本島の弁護士」が実在することが、明らかになったという場面であります。「おそらくその人がよく話しに出る」とは、「私」が滞在型調査を進める中で当該聞き取り実施日までに、他の相談員や

タクシーの運転手などから聞いていたある人物（地元出身の那覇の弁護士）と名前が一致したことを意味しています。

次にみる断片3は、地元の弁護士に対する聞き取りの抜粋であります。断片直前の記述は、他の離島からの事件依頼があるかを聞いており、「わたし」が次の質問に移る場面の記述です。

断片3〔04年3月10日〕92頁 C法律事務所 弁護士C

私は、(弁護士や司法書士との連携はないことは既に分かっていたため、あえて聞かず、) C氏は本島の弁護士と連携があったのか聞くことにした。

『ない。1961年から1967、8年まで刑事は僕ひとりだった。刑事の場合は、被告が本島の出身者であれば、本島の弁護士。被告がこの島の間人でも、親戚中に本島の弁護士とつながりがあれば、そういうことで、本島の弁護士がきていることもあった。』とC氏は言った。

[弁護士C氏：80代男性、石垣支部（出身：地元）]

この断片から特に注目すべきは、「この島の間人でも親戚中に本島の弁護士とつながりがあれば、そういうことで、本島の弁護士がきていることも」という箇所であります。「そういうことで」とは具体的にどういうことなのか、当該聞き取りの際に特別に「本島の弁護士」を意識できなかった「私」は踏み込んで質問することができていないため不明であります。しかしながら、ここに弁護士利用における関係性を確かめることができます。

カテゴリー生成の説明

以上、報告者が「本島の知り合いの弁護士」カテゴリーが生成されると考えるデータソースの一部をお見せいたしました。法律家の不在解消後もなお調査地においてこのような「知り合いの本島の弁護士」カテゴリーがたちあられるのは何故なのでしょう。

司法アクセスをめぐる論議は、法律家が近くにいること、現実的に可能なアクセス範囲内にいること、また「いつでも」いることを前提にしてきたといえます。対して、「知り合いの本島の弁護士」カテゴリーは、その弁護士の調達および利用は従来の前提からさまざまなお矛盾を含む、あるいは従来の議論の前提とされていないパターンであるといえます。この弁護士利用パターン、顧客獲得パターンの生成はいかにして説明可能なのでしょうか。報告者は、調査地社会の背景にある、文化的、社会的、経済的要因から検討をおこない、現在、「本島の知り合いの弁護士」カテゴリーが生成される説明として、以下の4つの要因を仮説として考えています。

第一に、私的なつながり、とりわけ、地縁、血縁のネットワークを重視する地域性が「知り合いの本島の弁護士」カテゴリー生成に影響を与えているのではないかと考えます。そしてそれが、同郷的結合といわれる「郷友会」の実態から説明可能ではないかと考えます。この点につきましては、調査地と弁護士の供給元地域である本島における郷友会の実態や背景を探るために、郷土誌、地方新聞の悉皆調査を実施、現在、その分析中であります。

第二の要因は、なぜ「本島にいる」弁護士であるのかを説明しようとするものです。調査地の人々は、みずからのコミュニティを「シマ社会」「しがらみ社会」という呼称を用い表現します。それは、相互に知り合っている社会、どこかで何らかのつながりができてしまう社会であります。このような地域社会における紛争処理は、弁護士自身も対抗関係にまきこまれることになるため、紛争処理に関わるのは大変難しいことであるといえます。そして、島社会の1面は関係社会ですが、関係のある人に依頼する、+しがらみの外に弁護士を求める この2つの条件を満たすものが、「知り合いの本島の弁護士」であり、コミュニティの外からの法律家がいることが好まれると考えられます。今回は、全くもちいみせんでしたが、フィールドノートのテキストデータにはこの「シマ社会」「しがらみ社会」を言及する記述が多くみられ、知り合いの本島の弁護士カテゴリーが生成される重要な要因のひとつと考えています。

第三に、調査地のような伝統的地域社会にみられる互助慣行の存在であります。日本の農山漁村では、ユイ、モヤイ、テツダイに代表される伝統的互助行為の慣行がみられますが、とりわけ、離島は、四面環海による地理的非連続性から、古い社会システムや相互扶助のネットワークが残存し、集約してみられるといえます。調査地および周辺離島では、入会権や金銭融通に関する古い慣行であるモヤイ、さまざまな地縁団体や共有地（コモンズ）地域住民による出資型共同売店である「共同店」の存在などがみとめられます。このような互助慣行は、第一の要因でふれた郷友会の存在や実態からもいえることですが、ふるさとから離れても、地理的に離れても、ふるさとの人々、郷土の人々、親族のつながりなどを維持し助けるということをも可能ならしめているように考えられます。このような人々の結合や互助意識は沖縄社会に特有な一面であるともいえますが（沖縄には他にも門中制度もある）一方で、郷友会のような同郷的結合団体は沖縄社会のみならず、日本に点在する伝統的なコミュニティを母村とする出郷者によって多くの都市部において結成されています。この点については、調査地特性のより深い理解のため、互助慣行のみられる調査地以外の主要な離島、島嶼部、あるいは農村の状況についても知る必要があり、今後もさらに検討を続けたいと思っております。

第四に、島嶼性がサービスの供給、購買にもたらす複合的要因、とりわけ生活圏域と購買、消費行動がパターン生成の一要因としてなりうるのではないかという点であります。これは、地域とサービスに関する研究の諸アプローチから考えられます。元来、「地域」を研究主題とする学問的分野は、地理学と地域学であります。その双方において、「地域」の概念および類似する用語は、厳密にはニュアンスの違いはあるものの、すべて「地球表面上の一定の広がり＝（空間）」を意味している点では共通のものであります。地域の空間的特性をあらわす概念はいくつかあげることができますが、本報告の問題関心からは、その中でも以下の3つの概念、地域を点とみなした場合の「距離」「アクセシビリティ（接近可能性）」「関係位置」が重要であると考えます。特に、「関係位置」という空間的特性の概念については、地域分析において有力な説明因子になる場合があり、一般的に統計的分析手法では明らかにされにくいといわれています。本報告で前提するような研究手法においては「関係位置」の把握にたいして踏み込める可能性があるといえます。

現在の地理学、地域学において、島嶼地域研究のアプローチは多岐にわたっています。本報告の問題設定、島嶼地域におけるリーガルサービスの法社会学研究の可能性という点

において、関連性がより高いと考えられるのは、地域振興、政策という観点から、行政、医療など基礎的な生活条件に関する専門サービスなどについての研究、あるいは地域観光学や地域経済学からのアプローチであるといえます。これらの知見の応用や借用から、法的サービスの供給および購買行動を考察することは可能なのでしょうか。

考えられる論点は、島民がどれほどの頻度で島外、本土あるいは本島主要都市へ医療などの高次のサービス)や買回り品購入のために転出するものか。本島と属島、群島における中核島と周辺離島における住民の移動パターン。法的サービスの購入や利用がそれら高次のサービス・財、買回り品等の購入とどれほど区別されるものであるか等であります。これらを考察することは、法的サービスとはいったいどういうサービスと規定されるのか、その性質の一部についての説明を可能にするものであると考えられます。

以上、報告者が弁護士利用パターンのカテゴリーの生成の説明と考える4つの要因をあげましたが、現時点では仮説の域を超えないものであります。さらなる検討および収集したデータとの突合せ作業を今後の課題にしたいと考えております。